

基本目標

3

**交通の便の良さを活かした、  
にぎわいと活力あふれるまち**

# 1. 魅力ある都市空間の形成と維持

## 1. 良好な土地利用の推進

### ■ 現状

- 本市では、都市計画<sup>\*</sup>を適切に運用し、計画的なまちづくりに取り組んできましたが、高度成長期の大阪都市圏の人口急増の際の受け皿となったことなどから、低層密集市街地が形成され、ゆとりや潤いに配慮した土地利用や都市景観等を意識した街並みが形成されているとはいえません。
- 効率的な土地利用には、規制と誘導を適切に組み合わせる地域がめざす姿を実現する必要がありますが、土地利用の転換は民間の建築行為や開発行為が主な原因であることから、社会情勢の動きに左右され、目的の達成には時間を要することが避けられません。

### ■ 課題

- 都市計画制度は、複雑で市民になじみが少ないことから、より身近なものとなるよう浸透を図り、まちづくりへの市民参加を促す必要があります。
- 大日地区における地区計画等を参考に、土地利用の転換に併せた景観づくり等、市民・事業者・行政が協調して、地域のめざすまちづくりを進めることが必要です。

### ■ 基本方針

1. 地域地区<sup>\*</sup>を基本に、土地利用に関するさまざまな制度を活用し、土地の高度利用<sup>\*</sup>を図りつつ、身近な都市計画制度となるよう啓発に努め、市民とともに良好な土地利用の形成を図ります。
2. 地区計画制度<sup>\*</sup>や建築協定<sup>\*</sup>等の手法を活用し、地権者との合意に基づき、建築物に関する制限

や公共施設の整備方針を定めながら、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていきます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 都市計画制度の市民への啓発

- 地域地区や都市計画の提案<sup>\*</sup>等、都市計画制度について、より市民に関心を持ってもらえるよう、パンフレット等さまざまな手法を用いて市民への啓発に努めます。

#### 2. 地域の特性を活かしたまちづくり

- 地区計画制度や建築協定等を活用して、その地域の特色のある居住環境の整備や良好な景観の形成を図ります。

#### 都市計画<sup>\*</sup>

都市生活の健全な発展をめざして、各種施設の秩序ある整備を図る総合的計画。人口・産業等の発展を想定し、住宅・商工業地域、公共施設、公園・緑地等を適切に配置し、市街地を開発、上下水道や交通網を整備する等、都市の環境の整備・改善をおもな内容とする。

#### 地域地区<sup>\*</sup>

建築物の用途・規模・形態等の規制・誘導を通じて、市街地のあるべき土地利用の姿を実現するための都市計画制度で、用途地域、防火地域、高度利用地区、風致地区等がある。

#### 土地の高度利用<sup>\*</sup>

道路などの公共施設の整った地域で、公共空地の確保や中高層建築の誘導などにより、限られた土地を効率的に利用すること。

#### 地区計画制度<sup>\*</sup>

都市計画法で定められている制度のひとつ。街区あるいは共通した特徴を有する場所を範囲とする「地区」を単位として道路や公園等の配置や建築物の用途・形態等に関する事項を一体的に定める計画。

#### 建築協定<sup>\*</sup>

建築基準法第69条に基づくもので、地域に合ったまちづくりを進めるため、建築の敷地、位置、構造、用途、意匠等について、土地所有者等が締結する協定。

#### 都市計画の提案<sup>\*</sup>

土地所有者、まちづくりNPO、まちづくりのための開発事業の経験・知識のある団体等が、一定の条件を満たした場合、必要とする都市計画の決定権者に提案できるという制度に基づく提案のこと。

## 2. 計画的な市街地の整備

### ■ 現状

- 本市では、「都市核」を設定し、地域の将来像を示しながら民間開発によるまちづくりを進めており、近年では、大日都市核において、大規模工場跡地の土地利用転換により駅前広場や地下自転車駐車場の整備あるいは商業・業務施設や集合住宅の適正な配置を誘導してきました。
- 既成の市街地では、住宅の過密、老朽化やオープンスペースの不足等、環境・安全面で多くの問題を抱えています。
- 都市における貴重な自然環境であり市民の憩いの場ともなっている淀川では、スーパー堤防（高規格堤防）<sup>\*</sup>の整備による災害に強いまちづくりも徐々に進んでいます。

### ■ 課題

- 市の骨格となる都市核等の機能を高め、維持管理していくため、守口都市核では、老朽化が進んでいる施設の改修等が必要です。
- 市街地の更新には、市民・事業者と行政との役割分担や協調により、建築物等と基盤施設<sup>\*</sup>が一体となった整備を進める必要があります。
- 淀川のスーパー堤防化においては、計画区域内の住民等の合意形成や生活に配慮した整備が必要です。また、国の事業に対する見直し等の対応も必要です。

### ■ 基本方針

1. 都市における利便性、快適性、安全性の向上と潤いと活力のあるまちづくりを継続していくため、都市核等の基盤施設の適切な改修等に努め、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>に配慮した施設整備をめざします。
2. 市民・事業者の建替え等の建築工事に際しては、

開発指導要綱等で指導や協議を行い、良質な市街地の更新や都市空間の創出に努めます。

3. 淀川のスーパー堤防化については、今後も、国と計画区域内の住民等との調整が円滑に進むよう努めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 都市基盤の再整備

- 守口都市核を中心とした基盤施設については、長寿命化やバリアフリー等を考慮した計画的な再整備について検討を行います。

#### 2. 計画的な市街地の更新

- 住宅の過密地域については、引き続き、住環境の改善を図るため基盤施設の計画的な更新を進め、安全・安心な市街地の形成に努めます。また、幹線道路や淀川沿いの区域については大阪府景観条例に基づき、周辺環境と調和のとれた都市景観を創出します。

#### 3. ユニバーサルデザインの普及促進

- 誰もが使い勝手の良い施設整備を促進し、併せて啓発活動を行います。

#### スーパー堤防<sup>\*</sup>

洪水や地震等に対する安全性をより高めるため、堤防に隣接する土地を堤防の高さまで盛土して一体化させ、幅の広い、勾配の緩やかな構造とした堤防。

#### 基盤施設<sup>\*</sup>

道路、公園、下水道等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

#### ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>

文化・言語の違いや老若男女の差異、障害、能力を問わずに、「誰もが」利用しやすい施設等の設計をすること。

## 2. 利便性の高い道路交通ネットワークの充実

### 1. 道路整備の推進

#### ■ 現状

- 道路は都市の根幹的施設であり、交通を処理する機能のほか、多様な機能を持ち、市民活動を支えるなど重要な基盤施設<sup>\*</sup>です。
- 道路はまちにおけるオープンスペースとして、防災機能や日照、通風等の環境保全機能を持つほか、地域環境の構成要素としても重要な役割を果たしています。
- 本市の骨格を形成する国道1号・163号、主要地方道京都守口線・大阪中央環状線等の広域幹線道路は、本市の交通利便性の確保や市民生活の向上に大きく寄与しています。
- 本市には、長期間にわたり未着手の都市計画道路<sup>\*</sup>があります。



ゆとりある歩行空間

#### ■ 課題

- 道路整備では、移動空間としての利便性や安全性等の機能の確保にとどまらず、やすらぎや潤いの視点や、人にやさしいユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の推進により、地域に密着した快適で良好な道路空間の形成が重要です。
- 基盤整備が伴わず市街化された地域の都市計画道路や、主要な生活道路<sup>\*</sup>の計画的な整備を図っていく必要があります。
- 計画的な道路整備により交通ネットワークを強化する必要がありますが、都市計画道路には、ネットワークを形成する隣接市との調整が必要です。
- 市民生活に必要な不可欠な道路の管理を効率的に実施する必要があります。



既存生活道路の整備

#### 基盤施設<sup>\*</sup>

道路、公園、下水道等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

#### 都市計画道路<sup>\*</sup>

都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な道路として都市計画法に基づいて定められたもの。

#### ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>

文化・言語の違いや老若男女の差異、障害、能力を問わずに、「誰もが」利用しやすい施設等の設計をすること。

#### 生活道路<sup>\*</sup>

通勤・通学、日常の買い物、近隣との往来、公共施設への出入など市民が日常の生活に使用する道路。

## ■ 基本方針

1. 安全で快適な都市環境を確保するため、市民が愛着を持てるようなゆとりある歩行空間や緑豊かな都市計画道路および主要生活道路の整備に努めます。
2. 未着手の都市計画道路の整備については、大阪府が広域的観点から策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図りつつ、総合的に勘案し検討していきます。
3. 市民生活に必要な不可欠な既存の生活道路についても、適切な維持管理に努め、快適な道路空間を創出します。

## ■ 主要な施策

### 1. 安全で快適な道路空間の創出

- 国道・府道の改良や拡幅等、安全で快適な道路空間の整備を国・府等関係機関に要請します。
- 都市計画道路や、主要生活道路の安全で快適な道路空間の確保に向けて、ユニバーサルデザインを考慮した整備推進を図ります。

### 2. 道路管理体制の充実

- 愛着を持てるような道路の実現に向け、市民参加・協働を視野に入れた維持管理を図ります。
- 既存道路施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、計画的かつ効率的な維持管理の充実に努めます。

## 2. 交通体系の充実

### ■ 現状

- 本市は、早くから大阪市を中心に放射状に伸びた京阪電車と地下鉄が整備され、さらに、大阪市周辺都市を結ぶ府道中央環状線沿いに大阪モノレールの整備が進められました。
- 近年、バスは、慢性的な交通渋滞等のため、定時運行が困難となり、そのため利用者が減少しており、採算性からも路線の維持が困難になっています。
- 自転車やバイクの利用者は増加傾向にあるため、駅周辺を中心として市内8駅すべてに自転車放置禁止区域の指定を行うなどの放置自転車対策を進めてきました。
- 自動車、自動二輪車に関して、慢性的な不法駐車やめいわく駐車が、市民生活の安全を妨げ、地域の景観を悪化させています。民間による自動車の一時預かり駐車場等が普及しているものの、依然として不法駐車等が後を絶たない状態です。

### ■ 課題

- 広域圏と市域圏のさらなる交流を図るため、モノレールの南伸を進めていく必要があります。
- バス輸送の走行環境の整備を推進するとともに、環境にやさしく、安全で便利な輸送機関として、地域の実情に即した路線網の再編成を、関係機関に要請していく必要があります。
- 放置自転車の状況を把握し、自転車利用者の需要に見合った自転車駐車場の確保に努め、併せて適正な自転車利用についての啓発を進める必要があります。

## ■ 基本方針

1. モノレールの南伸やバス路線網の継続的な確保など、公共交通の利便性の向上に努めます。
2. 鉄道駅周辺への自転車・バイク利用者の増大に対応するため、自転車・バイクの放置状況の把握および放置防止対策、指定管理者による利用しやすい自転車駐車場の運営の充実に努めます。
3. 安全な市民生活と円滑な交通を確保するため、総合的な駐車対策を推進します。

## 2. 自転車利用環境の充実

- 自転車を安全で適正に利用できる環境づくりに努めます。
- 大日駅周辺の借地自転車駐車場の解消と、安定した効率的な運営のための再編を進めます。

## 3. めいわく駐車対策

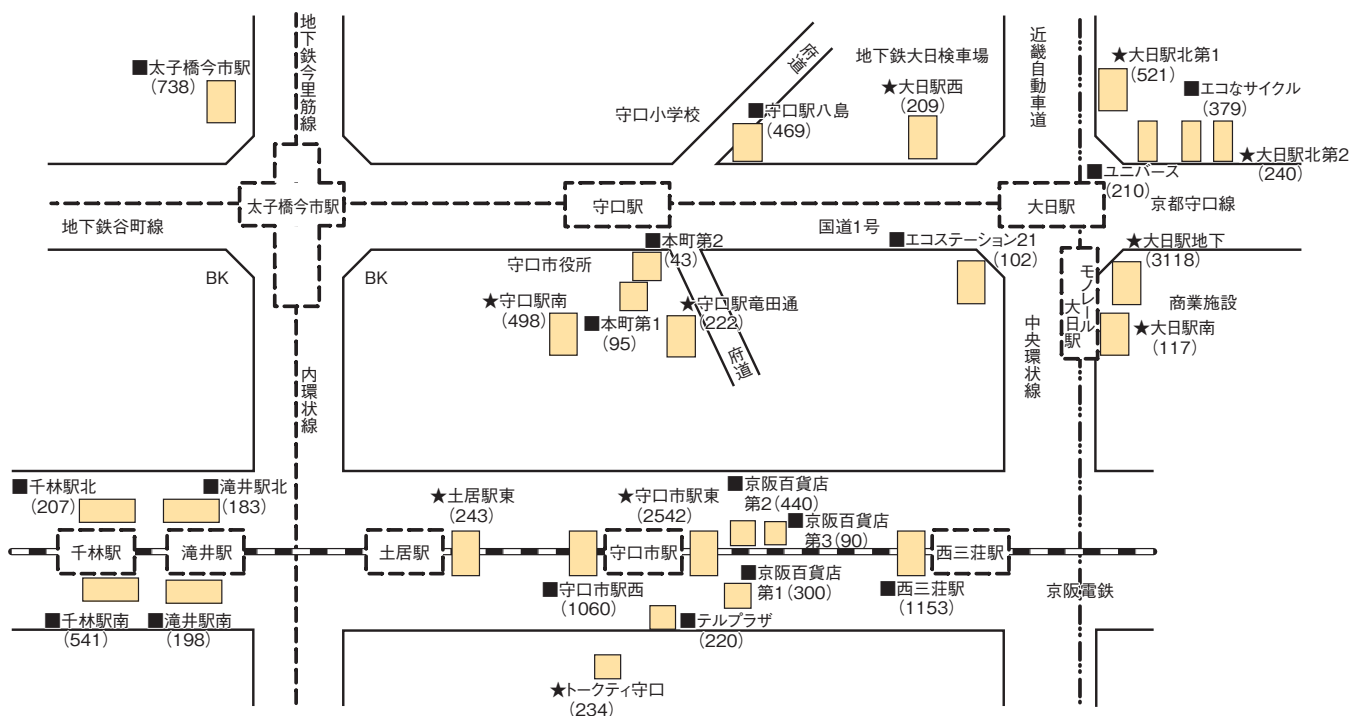
- 駐車禁止区域内の自動二輪車を含めた実態の把握に努め、啓発等の対策を進めます。

## ■ 主要な施策

### 1. 公共交通機関の充実

- 大阪モノレールの南伸を関係機関へ要望していきます。
- 市民の利便性を確保するため、市民とバス事業者とともに協働で地域に適したバス路線の検討を進めます。

各駅前の自転車駐車場



※ ( ): 収容台数[平成22年9月現在]

★: 市施設(10箇所)

■: 民間設置(17箇所)

資料: 都市整備部交通対策課

## 3. 都市型産業の活性化

### 1. 工業の振興

#### ■ 現状

- 大企業の生産拠点の海外シフトや合併による環境変化等により、中小企業、特に零細企業においては、従来の下請を中心とした経営は困難な状況になりつつあります。
- 工場の閉鎖等により空地に住宅が建設され、住民と企業とのトラブルにより、操業することに支障が生じ、企業が市外へ流出する事例もあります。
- 製造業の構造不況や福利厚生の遅れ、後継者の育成が困難な状況等により、大企業と中小企業との間における雇用の確保面に格差が生じています。
- 本市では、守口門真商工会議所を中心として、産官学交流が行われ、技術開発や新事業への展開が進められています。

#### ■ 課題

- 市内事業者の市外流出を防止することが必要です。
- 中小企業の持つものづくり技術の継承、国や府による支援策の情報収集と発信、資金調達の円滑化等が求められます。
- 地域の一員としての企業に対する社会貢献事業の啓発や、近隣市・関係機関との連携・協調の強化により、雇用の安定・確保や中小企業労働者の福利厚生の充実に努めていく必要があります。

#### ■ 基本方針

1. 中小企業の育成に向け、地元において培われたものづくり技術の継承と、守口ブランドとしての新技術および新商品の開発等を促すため、国や府による支援策の情報提供を行うとともに関

係機関と連携した支援に努めます。

2. 勤労者の雇用の促進・安定、就業機会の均等、職業能力の向上、事業所における福利厚生の充実を進めるなど、勤労者がゆとりと潤いのある生活を送ることができる環境づくりに努めます。
3. 企業の市外流出を防止するため、企業と住民が共生できる環境づくりを進めます。
4. 企業による社会貢献活動を活発にし、企業、住民、行政の連携に基づくまちづくりを進めます。

#### ■ 主要な施策

##### 1. 中小企業の育成

###### (1) 新技術および新商品の開発等の支援

- 企業間の交流・連携を促し、新たなビジネス展開や付加価値の向上を支援します。

###### (2) ものづくりの情報発信

- 守口ブランドとしての技術や商品に関する情報を市の内外に対して発信します。

###### (3) 雇用の安定や福利厚生の充実に向けた支援

- 中小企業における若手後継者の育成や従業員の確保と福利厚生の向上のための支援を行います。



#### (4) 資金調達の円滑化の支援

- 新たな事業展開や事業規模の拡大を促すため、公的融資制度の利用促進に努めるとともに、経営の安定化を図るための資金調達の円滑化を支援します。

#### (5) 起業家の育成に対する支援

- 経済のグローバル化<sup>\*</sup>や地域社会の変化に伴い、多様なビジネスチャンスの拡大が期待されるなかで、更なる雇用を生み出す起業家の育成を図ります。

## 2. 企業と住民が共生できる環境づくり

- 住工混在地域の課題の解消に努め、企業の市外流出防止を図ります。
- 工業用地に関する情報発信を行うとともに、立地優遇措置により、企業誘致に努めます。
- 企業に対して、国や大阪府の動向にあわせた環境負荷低減活動を促すとともに、住民と事業所との共生を促進するため、地元企業の持つ社会的資源の発掘及び活用に努めることにより、地域貢献活動や住民との交流促進を図ります。

### グローバル化<sup>\*</sup>

人・資金・技術などが国家を越えて移動することにより、経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、広がっていくこと。

## 2. 商業の活性化

### ■ 現状

- 平成18年(2006年)、大日地区に大型ショッピングセンターがオープンするなど、本市の小売商業を取り巻く環境は大きく変化してきています。
- 本市の小売商業は、商店数が減少傾向にありながら従業員数は微増という現象があり、小零細店舗が減少し、コンビニエンスストアやチェーン店など多店舗展開する業態が増加傾向にあります。
- 地域商業を支える地元商店の経営者の高齢化と後継者不足という現実があります。
- 高齢化の進む地域住民のニーズに応えるためには、地元商業の活性化は必要であり、大型店舗と地元商業者の共存共栄を基本としながら、活気のあるまちづくりをめざした商業力の強化を進めています。

### ■ 課題

- 消費者の生活スタイルが大きく変化している中、楽しく余暇を過ごせる大型商業施設と、地元へ密着した商店街や小売市場との共存共栄に対する支援策が必要です。
- 高齢化社会の進行により、身近にある商店街や小売市場は今後さらに重要なものになると考えられることから、その担い手となる後継者等の育成・確保に関する支援が必要です。

### ■ 基本方針

1. 商店街や小売市場を地域におけるコミュニティの核とするため、地域住民との連携を強めることにより地域密着型の商業集積地として活性化を図るとともに、大型商業施設との共存共栄を進めます。



2. 生活基盤としての商業店舗の合理的な配置と、消費者のライフスタイルに配慮した商業環境の整備を促していくとともに、商業の担い手である後継者の育成に努めます。

## ■ 主要な施策

### 1. 個性のある商業地区の形成

- 商業環境整備については、消費者の購買意欲や時代のニーズに対応できる店舗づくりを支援するとともに、商業に携わる後継者の育成や雇用の確保に努めます。
- NPO<sup>※</sup>等各種団体と連携した多様なイベントの開催を促すことにより、地域に密着した個性のある商業地区の形成をめざします。

### 2. 地域コミュニティの核としての商店街等の有効活用

- 商店街や小売市場を地域のコミュニティ活動の場とすることにより、地域住民が年齢に関係なく集え交流ができる環境づくりを進めるとともに、街路灯やカラー舗装等の資産の維持管理を促し、安全で快適な買い物空間の創造をめざします。

〈駅前活性化の取組み〉



駅前七夕まつり



ちびっこフェスタ&フリーマーケット

## 3. 農業の保全・育成

### ■ 現状

- 本市の農業は、担い手の高齢化とともに出荷農家は減少し、兼業の自給的農家が大半を占めており、農地面積は平成4年(1992年)の生産緑地<sup>※</sup>の指定以降、農地の減少は多少の歯止めはかかったものの依然として減少傾向にあります。
- 本市では、量的にはわずかですが、農家団体の協力のもと、安心して安全な生鮮野菜を学校給食や直売により市民に提供し、地産地消<sup>※</sup>を推進しています。
- 本市の伝統野菜である守口大根の栽培も農家団体の協力で平成17年(2005年)から行い、平成19年(2007年)には「なにわの伝統野菜<sup>※</sup>」にも認証され、生産数はわずかですが、本市の特産品となるよう毎年、栽培が行われています。
- 農地は単に生産の場だけでなく、市民生活に潤いを与え、都市環境を保全する貴重な緑地空間として、また、防災空間や雨水を一時的に蓄える遊水池機能等、さまざまな役割を担っています。

### ■ 課題

- 世代交代をスムーズに行い、農地の減少を食い止め、地産地消を推進する担い手を育成する必要があります。

#### NPO<sup>※</sup>

non-profit organization を略して NPO。営利を目的とせず、公益のために活動する民間の非営利団体。

#### 生産緑地<sup>※</sup>

生産緑地法に基づき、農地として管理する事を義務付けられた保全する農地。

#### 地産地消<sup>※</sup>

地域で生産された農産物を、その地域(地元)で消費すること。

#### なにわの伝統野菜<sup>※</sup>

おおむね100年前から大阪府内で栽培されてきた大阪独自の野菜で、現在「守口だいこん」を含む17品目が登録されている。

## ■ 基本方針

1. 直売や学校給食をとおして地産地消を推進し、農業振興を図ります。
2. 農地の有する多面的機能を発揮するため、市内農地の保全を図ります。

## ■ 主要な施策

### 1. 地産地消の推進

- 地元農産物の学校給食への提供や、農家団体が行う農産物直売の支援協力、守口大根の生産等を通じ、また、小・中学校と連携を深め食農教育<sup>※</sup>への協力等を行うことにより、地産地消を推進します。

### 2. 防災協力農地<sup>※</sup>の登録推進

- 緑地空間、防災空間、遊水池機能等、農地の有する多面的機能を活用するため、防災協力農地の登録を推進します。



守口大根

#### 食農教育<sup>※</sup>

食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深める教育。

#### 防災協力農地<sup>※</sup>

災害時に「避難空間」「復旧用資材置場」「支援物資等集積場」などに活用できる農地。